

2023年 4月号 西落合だより



令和5年3月25日発行
〔発行責任 西落合町会〕
会長 岩寄光雄
総務部長 小山晴幸

町会事務所 TEL 03-5996-2998 FAX 03-5996-2998
町会HP <https://www.nishiochiai.jp>

桜の季節となりましたが、会員の皆様は如何お過ごしでしょうか？

新型コロナ感染拡大が収まり感染対策が変わりましたので、自粛しておりました活動を徐々に再開致しますので会員の皆様のご参加をお願いします。

町会からのお知らせ

総会前理事会 5月13日（土曜日）16時から 落合第二地域センター
西落合町会総会 5月20日（土曜日）16時から 落合第二地域センター

各部からのお知らせ

交 通 部 部長 長倉 健一

自転車に乗るときの基本ルール「自転車安全利用五則」を守り、安全運転を心がけましょう。

<自転車安全利用五則>

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
5. ヘルメットを着用



注) 改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から年齢に関係なく

自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されます。

4-1. 安全ルールを守る

【 1 】 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止

- 自転車も飲酒運転は禁止です。
- 二人乗りは禁止です。ただし、運転者が16歳以上で、かつ、

次の場合には二人又は三人で乗ることができます。

○二人乗りできる場合

- (1) 6歳未満の者を幼児用座席に乗車させている場合
- (2) 6歳未満の者をひも等で確実に背負っている場合

○三人乗りできる場合

- (1) 幼児二人同乗用自転車の幼児用座席に6歳未満の者二人に乗車させている場合
 - (2) 幼児二人同乗用自転車の幼児用座席に6歳未満の者一人に乗車させ、かつ、6歳未満の者をひも等で確実に背負っている場合
- 他の自転車と並んで通行することはできません。



防 災 部 部長 橋田 稔

東日本大震災から 12 年、いま一度

地震発生時に大切な身の守り方を思い出して下さい。

地震が起きた時。

まわりにある物で頭をしっかりとまもる。

自宅の場合、丈夫な机の下に入るなど、危険な物から離れる。

外出中は、カバンなどで頭を守り、外壁や看板などの落下物に注意。

揺れが収まってから

①落ち着いて火の始末をする。

②ドアや窓を開けて避難ルートを確認する。

これらは、地震発生時基本行動です。今一度思い出して下さい。

防 犯 部 部長 藤田 浩毅

区内の高齢者宅に「役所では高齢者宅に自動通話録音機を付けています。これからお宅に伺ってもいいですか？」との電話があったとの情報が寄せられました。

●注意！

- ・新宿区では、窓口で自動通話録音機の貸し出しをしておりますが、ご自宅へ訪問しての取り付けは行っていません。

厚 生 部 部長 宮坂 眞佐枝

1. 2月の資源回収実績

再生資源（新聞・雑誌・ダンボール） 2,770 Kg

2. 4月の黄旗の日

4月13日（木曜日）

4月27日（木曜日）



回 覧	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

お買物は地元の商店で！